

令和8年度 帰国生徒等特別入学者選抜募集要項

鹿児島県立古仁屋高等学校

1 方針

国際化社会の進展に伴い増加する帰国生徒及び外国人生徒（以下「帰国生徒等」という。）に受検しやすい機会を与えるために実施する。

2 募集定員

募集定員（普通科80人）のうち若干名

3 出願資格

一般入学者選抜の出願資格を有する者で、次に掲げるいずれにも該当する帰国生徒等とする。

- (1) 原則として、外国における在住期間が継続して3年以上で、帰国又は来日後3年以内の者
- (2) 保護者が県内に居住しているもしくは令和8年4月8日までに県内に居住する予定である者又は保護者が引き続き外国に居住する場合、県内に保護者に代わる身元引受人が居住している者
- (3) 本校を出願する動機や理由が適切で、本校への入学を強く希望しており、かつ本校の教育を受けるにふさわしい者

4 出願期間

令和8年1月20日（火）から1月26日（月）正午（必着）まで

※ 郵送の場合も同様とする。

5 出願先

鹿児島県立古仁屋高等学校

〒894-1508

鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋399番地1

電話番号 0997-72-0034

FAX番号 0997-72-0057

6 出願手続及び留意事項

(1) 出願手続

- ア 帰国生徒等特別入学志願者は、**帰国生徒等入学願書**（本校所定の様式）及び受検票に必要事項を記入し、出身中学校長を経て、本校校長に提出する。同時に他校への出願はできない。
イ 特別な理由等により年間の欠席日数が30日以上の入学志願者は、**自己申告書**（様式20）を出身中学校長を経て、本校校長に提出することができる。
※ 自己申告書は、入学志願者及びその保護者が記入し、封をして封筒の表に中学校等名及び本人の氏名を記入して提出すること。
ウ 入学志願者に対しては、出身中学校長を経て、**帰国生徒等入学者選抜受検票**（以下「受検票」という。）を交付する。

(2) 出身中学校長は、出願期間内に、次の書類を本校校長に提出する。

ア **帰国生徒等の入学者選抜等適用申請書**（様式15）

※ 日本に出身中学校がない場合は、中学校長の証明は不要とする。ただし、ほかに証明資料等があれば、提示すること。

イ **帰国生徒等入学願書**（本校所定の様式。左上肩に**帰国生徒等**と朱書きされたもの。）

(ア) **入学検定料**（入学願書の右上肩に2,200円分の鹿児島県の収入証紙を貼付する。）

※ 東日本大震災又は熊本地震、能登半島地震の被災地域の者は免除する。

(イ) **顔写真**（縦4cm×横3cmを、受検票の写真貼付欄に貼付する。写真の裏面に入学志願者の氏名と出身中学校名を記入しておく。）

ウ **調査書**（様式4-1または4-2）

※ 最終学年が外国における現地校の場合、成績証明書又はこれに代わるものとすることができる。

エ **帰国生徒等特別入学者選抜出願者総括表**（様式2-5）

(3) 出身中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする入学志願者がいる場合は、入学願書等の提出に併せて、その旨を本校校長に申し出ること。

(4) 受検票を郵送希望の場合は、返信用の定形封筒（長形3号の封筒に書留料金と郵送料金を合わせた分の切手を貼り、郵便番号、宛名を明記する。）を添付すること。

7 選抜の方法

選抜は、入学者選抜学力検査を行わず、調査書、本校において実施する面接及び作文の結果などを総合的に勘案して実施する。

8 実施場所・期日等

帰国生徒等特別入学志願者全員に面接及び作文を実施する。

- (1) 検査場 鹿児島県立古仁屋高等学校
- (2) 期日 令和8年2月3日（火）午前9時集合
- (3) 携行品 受検票、筆記用具、上履き

9 選抜結果の通知及び発表等

- (1) 帰国生徒等特別入学者選抜の結果について、出身中学校長に対し、令和8年2月9日（月）に電話により連絡するとともに、帰国生徒等特別入学者選抜結果通知書（様式11）及び帰国生徒等特別入学許可予定通知書（様式12）を送付するものとし（メールでも可）、帰国生徒等特別入学志願者への結果の通知は、出身中学校長から行う（電話による合否の問合せには応じない。）。
- (2) 帰国生徒等特別入学許可予定者の合格発表は、本県公立高等学校入学者選抜における合格者として、令和8年3月12日（木）午前11時以後、本校ホームページにおいて受検番号で合格者を発表する。
合格者説明会は、令和8年3月13日（金）午後2時より保護者同伴で、本校体育館にて行う。
- (3) 帰国生徒等特別入学許可予定者は、令和8年2月12日（木）正午までに、入学確約書（様式14）を本校校長宛て提出することとし、原則として、高等学校入学者選抜学力検査を受検することはできない。
- (4) 帰国生徒等特別入学者選抜の結果、不合格になった者は、改めて本県公立高等学校一般入学者選抜学力検査を受検することができる。
 - ア 志願先高等学校が本校の場合
 - (ア) 入学願書・調査書の提出及び入学検定料の納入は必要としない。
 - (イ) 本校に帰国生徒等特別入学者選抜の受検票を出願期間内に提出し、改めて受検票の交付を受ける。
 - イ 志願先高等学校が本校と異なる場合
 - (ア) アの(イ)の手続きをとった上で出願変更期間内に所定の手続きをとり、新たに出願する。
 - (イ) この場合、入学検定料の納入が必要となる。

10 備考

- (1) 上記のほか、不明な点があるときは、直接本校に問い合わせること。
- (2) 諸受付は、締切日を除き、平日の午前8時30分から午後4時30分までとする。